

平成29年8月15日

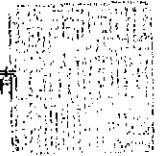
〒362-0803

[Redacted]

[Redacted]

御中

伊奈町長 大 島 清



「子ども医療費の助成対象年齢の拡大」及び
「ひとり親家庭等医療費支給事業の一部変更」について

平素、町行政について、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

町では、今年10月から子ども医療費の助成対象年齢を中学校卒業から高校生世代（18歳に達する日以降の最初の年度末）までに拡大します。（内容については下記参照）

この度の拡大に伴う新規対象者には登録申請書を発送し、現在、役場庁舎にて登録申請の受付事務を進めているところでございます。

また、ひとり親家庭等医療費支給事業の受給者証の記載内容について変更となりますので、各関係機関等におかれましては、事務処理等のご準備を頂くとともに、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。（内容については下記参照）

また、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

子ども医療費の助成対象年齢の拡大

- ・高校生世代の受給者証は「うぐいす色」です。
- ・開始月は、10月1日からの診療分となります。
- ・受給者証（うぐいす色）は9月中旬以降、対象者へ個別に発送します。
- ・助成内容、事務処理方法については変更ありません。
- ・助成対象年齢が拡大となります。

中学生 ⇒ 高校生世代（18歳に達する日以降の最初の年度末）

※但し、高校生世代の助成には“所得制限”が設けられていま

すので、すべての高校生世代が受給できるものではありません。

ん。

- ・広報「いな」…4月、8月号をご確認ください。

裏面へ ⇒

ひとり親家庭等医療費支給事業の一部変更

- ・受給者証の色（そら色）の変更はありません。
- ・受給者証の記載内容が変更となりますので、必ず確認してください。
- ・変更は、10月1日からの診療分となります。
- ・受給者証（そら色）は9月中旬以降、対象者へ個別に発送します。
- ・記載内容の変更に伴い、委任払いの事務処理も変更となります。
- ・記載内容の変更は次のとおりです。

現在 ⇒ ひとり親家庭等の医療費受給者証は、保護者に「ひとり親家庭等医療費受給者証」、中学生以下のお子様には「子ども医療費受給者証」がそれぞれ個別に発行されていました。

また、ひとり親家庭等が医療費の支給申請をする際、保護者は「ひとり親家庭等医療費支給申請書」、お子様は「子ども医療費支給申請書」での申請となり、それぞれに異なる医療費支給申請書を提出する必要がありました。

毎月の委任払いにつきましても、保護者は「ひとり親家庭等医療費の請求」、お子様は「子ども医療費の請求」として、それぞれで提出していただきました。

変更後 ⇒ ひとり親家庭等の医療費を受給している世帯の受給者証は、中学生以下のお子様も含め全員が「ひとり親家庭等医療費受給者証」に一括されます。

また、当該世帯が、医療費の支給申請をする際、「ひとり親家庭等医療費支給申請書」での申請となります。（受診者ごと、医療機関等ごと、診療月ごとの申請は変更ありません。）

毎月の委任払いにつきましても、当該世帯の請求をする際、「ひとり親家庭等の請求」として一括して提出してください。

連絡先

伊奈町保険医療課医療係

濱野・森下

048-721-2111(2175)